第10 日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)の融資

1 公庫設立年月日及び目的

株式会社日本政策金融公庫(平成20年10月1日設立)

国民生活金融公庫,農林漁業金融公庫,中小企業金融公庫及び国際協力銀行(国際金融等業務)が統合

株式会社日本政策金融公庫法(平成19年5月25日法律第57号)

(目的)

第1条 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は,一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ,国民一般,中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能並びに我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し,並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るための金融の機能を担うとともに,内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害,テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか,当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし,もって我が国及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。

(定義)

第2条 この法律において,次の各号に掲げる用語の意義は,それぞれ当該各号に定めるところによる。 - 生活衛生関係営業者 前条に規定する国民一般のうち,生活衛生関係営業(生活衛生関係の営業 として政令で定める営業をいう。以下同じ。)を営む者であって,生活衛生同業組合その他の政令 で定めるものをいう。

政策金融改革の流れ

<基本方針の決定>

『政策金融改革の基本方針』 経済財政諮問会議(H17.11.29)

> 『行政改革の重要方針』 閣議決定 (H17.12.24)

> 『行政改革推進法』成立 (H18.5.26)

『政策金融改革の制度設計』 行政改革推進本部で決定(H18.6.27)

『株式会社日本政策金融公庫法』『株式 会社日本政策金融公庫法の施行に伴う 関係法律の整備に関する法律』 (国会提出 H19.2.27,公布 H19.5.25)

- < 株式会社日本政策金融公庫法の骨子 >
- 1)目的
- 2)組織・会計経理等
 - 政府の株式全額保有 主要施策毎の勘定区分
 - 土安旭東母の樹足区ガ
 - 予算の国会議決等の国の監督
 - 国庫納付
- 3)業務

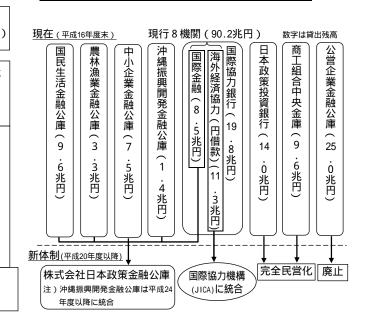
行革推進法の業務限定を忠実に反映 危機対応業務

4)設立規定等

『株式会社日本政策金融公庫』

平成20年10月発足

- ・政策金融の機能の見直し,縮減
- 対GDP比半減目標
- ・政策金融機関の再編の基本方針
 - 5機関を統合し,一つの新政策金融機関へ 商工中金と政策投資銀行は完全民営化
- 公営企業金融公庫を廃止
- ・危機対応体制の整備



2 貸付制度の概要

(1) 貸付の対象・貸付金の使途

	区分	一般貸付制度
	(対象業種) 会社及び個人 食肉販売業,食鳥肉販売業,氷雪販売業	(常時使用する従 出資金) は (常時使用する) に (常時使用する従 業員の数) 5,000万円以下 50人以下
貸	飲食店営業,喫茶店営業,理容業, 美容業,浴場業	5,000万円以下 100人以下 5人以下
付	旅館業	5,000万円以下 200人以下
0	食肉卸売業,食鳥肉卸売業,氷雪卸売業	1 億 円 以 下 100人以下
対	興行場営業	3 億 円 以 下 100人以下
象	クリーニング業	3 億 円 以 下 300人以下
	組合等 生活衛生同業組合,生活衛生同業小組合, 生活衛生同業組合連合会,事業協同組合等	
	理容師・美容師養成施設の開設者	
貸使 付金の途	会社及び個人:設備資金,運転資金(振興等) 組合等:設備資金,共同購入運転資金,運	理事業貸付,生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付 転資金(振興事業貸付)

(2) 貸付制度概要(全貸付)

区分	貸付対象	貸 付 限 度 額
	会社・個人 (対象業種) 1 飲食店営業 ・そば・うどん店 ・中華料理店 ・対理店 ・料理店 ・社交業 ・社の他飲食店 2 喫茶店営業	設備資金 7,200万円 ただし, クリーニング業 1億2,000万円 興行場営業 2億円 旅館業 4億円 一般公衆浴場業 3億円 ・既存浴場で2施設以上の場合
_	 3 食肉販売業・食鳥肉販売業 4 氷雪販売業 5 理容業 	・借地契約の更新又は買取の場合 別枠 1 億5,000万円 サウナ営業 2 億円
般貸	6 美容業 7 興行場営業(映画,演劇,演芸にかかるもの) 8 旅館業 9 浴場業 ・・一般公衆浴場業 ・・サウナ営業	
貝	・・その他公衆浴場 (注) 10 クリーニング業 組合等	
付	生活衛生同業組合,同小組合及び同連合会事業協同組合 商工組合等 準学校法人・公益法人 理容師・美容師 養成施設の開設者	1 組合 設備資金及び共同購入運転資金の合計 生活衛生同業組合 1億5,000万円 (理・美容師養成施設 2億8,000万円) 同連合会 3億円 同小組合 5,000万円 その他の組合 5,000万円 (理・美容師養成施設 1億8,000万円) 2 準学校法人・公益法人 設備資金 4,500万円 (理・美容師養成施設 1億8,000万円)
	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組 合及び同小組合の組合員 (対象業種) 一般貸付の に同じ	設備資金 1億5,000万円 ただし, 一般公衆浴場業(別枠) 1億5,000万円 クリーニング業 3億円
振		興行場営業 7億2,000万円 旅館業 7億2,000万円 運転資金 5,700万円 (設備資金とは別枠)
事	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組 合及び同小組合 (対象業種) 1 飲食店営業 2 喫茶店営業	振興事業設備資金及び共同購入運転資金の合計 生活衛生同業組合 2億1,600万円 同小組合 8,000万円
業 貸	3 食肉販売業 4 食鳥肉販売業 5 氷雪販売業 6 理容業 7 美容業 8 興行場営業 9 旅館業 10 浴場業	振興事業運転資金 生活衛生同業組合 9,000万円 同小組合 4,000万円
付	11 クリーニング業 厚生労働大臣が振興指針を告示した業種に係る生活衛生同業組合連合会 (対象業種) 上記 に同じ	振興事業運転資金 9,000万円

⁽注)その他公衆浴場については,レジオネラ症の発生のおそれがある施設又は設備の改善を図るための資金に限る。

	区分		貸 付 対 象	貸 付 限 度 額				
	災害貸付		会社・個人 (対象業種) 一般貸付の に同じ	設備資金 災害ごとに上乗せ3,000万円				
			組合等 (対象業種) 一般貸付の に同じ	設備資金・共同購入運転資金 災害ごとに上乗せ5,000万円				
生活衛生関係 生財係		金特別貸	生活衛生同業組合理事長等の推薦を受けた者 (対象業種) 一般貸付に同じ	設備資金及び運転資金の合計で 1,000万円				
特	環境対策等関連施設貸付	防災・環境対策資金	・消防設備の設置又は整備を行う者 ・耐震診断を行う者及び事業継続計画を策定し, 同計画に基づき耐震に資する施設等の導入を行う者 ・アスベストの発生及び飛散の防止のため施設等 からのアスベストの除去等を行う者 (対象業種) 一般貸付に同じ	設備資金 上乗せ3,000万円 (ただし,上乗せ限度額は設備資金・運転資金の 合計で3,000万円) 運転資金 (耐震診断及び除去したアスベストの処理に必要な資金に限る)				
例	事業安定等施設貸付	雇用安定資金	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合及び同小組合の組合員であって,事業の拡大等を行うことにより,従来に比べて事業所全体で2人以上(中小企業信用保険法の特定業種に該当する業種の場合又は従業員規模が20人以下の場合は1人以上)の人材確保が見込まれる者(対象業種)一般貸付に同じ	設備資金 上乗せ3,000万円				
貸	健康・福祉増	福祉増進資金	生活衛生営業指導センター(組合等においては厚生労働省)から「福祉増進関連事業施設等」である旨の証明を受けた者 (対象業種) 一般貸付に同じ	設備資金 上乗せ3,000万円 運転資金(組合等のみ)(注) (ただし,上乗せ限度額は本貸付の2資金の通算で3,000万円)				
付	福祉増進関連事業施設貸付	受動喫煙防止資金	店舗など多くの人が利用する施設において,顧客の受動喫煙による影響を排除・減少させるための設備を設置又は整備する者(対象業種)飲食店営業,喫茶店営業,理容業,美容業,興行場営業,旅館業,一般公衆浴場業及びサウナ営業	設備資金 上乗せ3,000万円 (ただし,上乗せ限度額は本貸付の2資金の通算 で3,000万円)				

⁽注)健康・福祉増進関連事業施設貸付(福祉増進資金)にかかる上乗せ限度額は,設備資金及び運転資金の通算で3,000万円である。

112 第10 日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)の融資

	区分	貸 付 対 象	貸 付 限 度 額
	衛生環境激変	感染症又は食中毒の発生による衛生環境の著しい 変化に起因して,衛生水準の維持向上に著しい支 障を来しており,かつ,所定の要件に該当する者 (対象業種) 一般貸付に同じ	(別枠) 運転資金 衛生環境の激変事由ごとに1,000万円
特別貸	生活衛生関係営業セ	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合及び同小組合の組合員であって,売上が減少するなど業況が悪化している者(対象業種) 一般貸付に同じ	運転資金 振興事業貸付(運転資金)と合わせて 5,700万円 (ただし,平成22年3月31日までは,5,700万円)
付	_	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合及び同小組合の組合員であって,取引金融機関の経営破綻などにより,資金繰りに困難を来している者 (対象業種) 一般貸付に同じ	(別枠) 運転資金 3,000万円 (ただし,平成22年3月31日までは,4,000万円)

(3) 貸付方式

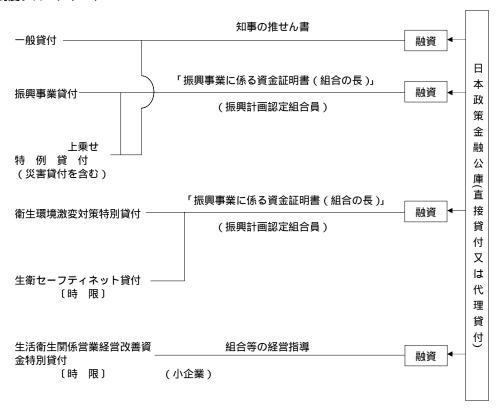
直接貸付

日本政策金融公庫の全国の152支店において取り扱っている。

代理貸付(次表の金融機関に貸付業務を委託している)

委	Ē	託	先		取	扱	金	額	等	
銀	行	日本政策	金融公庫	一般貸付別	及び振興運	転資金貸	付の申込	金額が原	則とし	て300万円を
信用金庫(生活衛生資金貸			超えるもの	の , 振興事	業設備貸	付の設備	黄金,特	寺例貸付	寸,災害貸付	
信用	組合	付)指定	の民間金	等(生活領	新生関係営	業経営改	善資金特	別貸付に	は除く。)	を利用する
	融機関		もの。							
商工	組合	* . = 1								
中央	金庫	本・支店								

(4) 制度フローチャート



3 一般貸付

(1) 衛生水準を高め,近代化を促進するために必要な設備資金貸付(振興計画認定組合の組合員は,4 振興事業貸付(115頁)を参照のこと)。

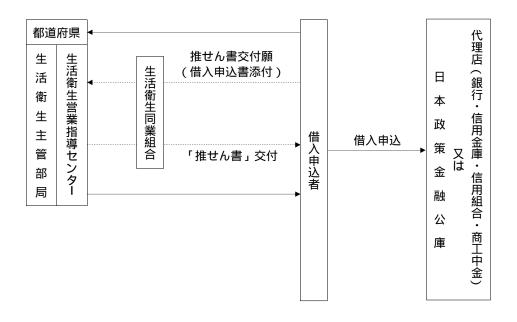
借入申込額が300万円を超える場合には、原則として都道府県知事の「推せん書」の添付が必要。

(2) 制度の概要

業種	貸付限度額	貸付期間	貸付利率(年)
飲食店営業,喫茶店営業食肉販売業,食鳥肉販売業			
氷雪販売業 , 理容業 , 美容業	7,200万円	13年以内	基準利率
浴場業(その他公衆浴場業)		ただし	特別利率
クリーニング業	1億2,000万円	従業員宿舎等 15年以内	近代化等 特利 省エネルギー設備等
興行場営業 浴場業(サウナ営業)	2 億円	一般公衆浴場業	特利 衛生設備等 特利
浴場業(一般公衆浴場業)	3億円 (特別な場合 4億8,000万円) 借地更新・買取資金の場合 (別枠)1億5,000万円	30年以内	浴場和率
旅館業	4 億円		

- (注) 1 上記以外に生活衛生同業組合,理容師・美容師養成施設の開設者等に対する融資もある。
 - 2 貸付利率の欄の金利については、(参考)日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)貸付利率一覧表(130頁)を参照のこと。
 - 3 浴場業(その他公衆浴場業)については、レジオネラ症の発生のおそれがある施設または設備 の改善を図るための資金に限る。
 - 4 クリーニング取次業(平成16年4月16日現在クリーニング業を営んでいた者であって,同日以降クリーニング取次業に業態転換したものに限る。)の貸付限度額は4,800万円。

(3) 手続フローチャート



(4) 一般貸付特別利率対象設備一覧

貸付対象者	貸付利率	施 設 又 は 設 備
飲食店営業	特利	換気設備,消毒設備(消毒保管器を含む。)
及 び 喫 茶 店 営 業	特利	建物の省エネルギー性能の向上に資する設備,機器及び建築材料 太陽熱利用冷温熱装置
食肉販売業	特利	蒸気噴霧掃除機
及 び 食鳥肉販売業	特利	建物の省エネルギー性能の向上に資する設備,機器及び建築材料 太陽熱利用冷温熱装置
氷 雪 販 売 業	特利	建物の省エネルギー性能の向上に資する設備,機器及び建築材料 太陽熱利用冷温熱装置
理 容 業	特利	消毒設備,換気設備,タオル蒸器
及 び美容業	特利	建物の省エネルギー性能の向上に資する設備,機器及び建築材料 太陽熱利用冷温熱装置
	特利	換気設備
興 行 場 営 業	特利	建物の省エネルギー性能の向上に資する設備,機器及び建築材料 太陽熱利用冷温熱装置
	特利	換気設備,滅菌機,循環ろ過機,消毒設備(消毒保管器を含む。)
旅館業	特利	建物の省エネルギー性能の向上に資する設備,機器及び建築材料 太陽熱利用冷温熱装置
一般公衆浴場業	浴場利率	建物の省エネルギー性能の向上に資する設備,機器及び建築材料 太陽熱利用冷温熱装置,浴場施設・設備(浴槽,洗場,店舗等,煙突,給 水湯設備,超音波設備,赤外線設備,ロッカー,鏡,深井戸,深井戸用ポン プ,換気設備,空気清浄機,空気調和設備,冷暖房設備,給排水衛生設備, 貯油槽,給油車,重油貯蔵所,業務用の洗濯・脱水機,集塵・掃除機,乾燥 機,消毒設備),借地契約の更新又は借地の買取に要する資金
	特利	共同重油貯蔵所
サウナ営業	特利	建物の省エネルギー性能の向上に資する設備,機器及び建築材料 太陽熱利用冷温熱装置
	特利	換気設備,溶剤排出防止設備, 産業廃棄物共同集積施設
クリーニング業	特利	建物の省エネルギー性能の向上に資する設備,機器及び建築材料 太陽熱利用冷温熱装置

- (注)1 の設備が特別利率の適用を受けるのは,一定の条件を満たす場合に限る。
 - は,組合等を対象とした設備である。
 - 3 貸付利率の欄の金利については、(参考)日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)貸付利率一 覧表(130頁)を参照のこと。

4 振興事業貸付

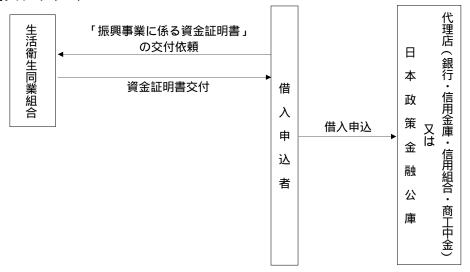
(1) 振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員である会社又は個人を対象とする貸付。 振興事業設備貸付と振興運転資金貸付とがあり、借入申込みの際には、認定組合の長が発行する「振 興事業に係る資金証明書」の添付が必要。

(2) 制度の概要

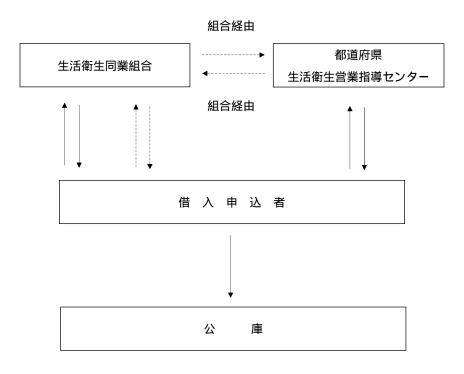
業種	貸付阿	艮度額	貸付期間	貸付利率(年)
飲食店営業,喫茶店営業,食 肉販売業,食鳥肉販売業,氷 雪販売業,理容業,美容業	(設備資金) 1億5,000万円	(運転資金)	(設備資金) 18年以内	(設備資金) 特定の施設・設備 特利
一般公衆浴場業	別枠 1 億5,000万円		店舗等の新設又 は従業員宿舎の 新設の場合20年 以内	上記以外は一般貸 付と同様
クリーニング業	3 億円	5,700万円 (設備資金)	(運転資金)	(運転資金) 基準利率
興行場営業,旅館業	7億2,000万円	しとは別枠」	5年以内 (特に必要な場合) 7年以内	「ただし,標準営業約」 款登録営業者につい ては特別利率 とす る。

- (注) 1 一般公衆浴場業の限度額は一般貸付と別枠。
 - 2 設備資金の貸付額が2億7,000万円超の部分については,基準利率とする。
 - 3 クリーニング取次業(平成16年4月16日現在クリーニング業を営んでいた者であって,同日以降クリーニング取次業に業態転換したものに限る。)の貸付限度額は設備資金及び運転資金の通算で4,800万円。
 - 4 上記以外に生活衛生同業組合等に対する融資もある。
 - 5 貸付利率の欄の金利については、(参考)日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)貸付利率一覧表(130頁)を参照のこと。

(3) 手続フローチャート



標準営業約款登録営業者が振興事業貸付(運転資金)の借入を行う場合の申込手続の流れ



- 「振興事業に係る資金証明書」の交付申請
- 「振興事業に係る資金証明書」の交付
- 「標準営業約款登録営業者であることの証明書」の交付申請(別紙1)
- 「標準営業約款登録営業者であることの証明書」の交付(別紙2) 借入申込(「振興事業に係る資金証明書」、「標準営業約款登録営業者であることの証明書」等添付)

(4) 振興事業貸付特別利率適用対象施設設備一覧

NIV					
業種区分・年利率	飲食店営業	喫 茶 店 営 業	食肉販売業	食鳥肉販売業	氷 雪 販 売 業
(営業者)特利	店厨空価仕両音業駐情全消防換送A外語房気格入 響務車報自毒犯気迎E式網和表・ 設用場近動器設設用D除網和表配 備家設代手 備車(細細・損傷・損傷・損傷・損傷・動器・動器・動器・動器・動器・動器・動器・動器・動器・動器・動器・動器・動器・	店厨空価仕両音業駐情全消防換A外ニュニ (特別) はいい では でいま は でいま は でいま は でいま は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	店冷空解作揚計仕両真ソ機情全消防蒸A外端東気凍業(量入 空ー 報自毒犯気E式についている とって (代手) 備 をいって (代手) 備 でいって (代手) 備 は 機 用 製 設洗 除動器 は 機 が (化指) 帰り に 機 が (化指) 帰り に 機 が (化指) 除動器 が (を) に に は に は に は に は に は に は に は に は に は	店冷空解作揚計仕両真情全消防蒸 A 外式等 · 調庫用焼器 · 包近動器設噴 D 探销 開	店舗等のでは、おは、おは、おは、おは、おは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
(組 合) 特利	研修施設 共同冷凍庫 共同配送用保冷 車両 共同情報近代化 設備 共同送迎用車両	研修施設 共同冷凍庫 共同配送用保冷 車両 共同情報近代化 設備	研修施設 共同冷凍庫 共同配送用保冷 車両 共同食肉処理場 共同情報近代化 設備	研修施設 共同冷凍庫 共同配送用保冷 車両 共同食鳥肉処理 場 共同情報近代化 設備	共同情報近代化 設備

⁽注) 1 印の設備が特別利率の適用を受けるのは,一定の条件を満たす場合に限る。

² 区分・年利率の欄の金利については、(参考)日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)貸付利率一覧表

理 容 業	美容 業	一般公衆浴場業	クリーニング業	興 行 場 営 業	旅 館 業
「「理空循設洗乾毛機業店ワセ前ラ集音駐情フ器全消防換タ消A外舗容気環備濯燥髪器務舗ゴッ洗ザ塵響車報ェ 自毒犯気オ毒E式等電調式 ・機・ 用標ント髪ー・設場近イ 動器設設ル設D除一、動工の 一、	店美空循設洗乾毛機業店ワセ洗備セ集音駐情フ器全消防換タ舗容気環備濯燥髪器務舗ゴッ髪 ッ塵響車報ェ 自毒犯気オ等電調式 ・機・ 用標ントユ ト・設場近イ 動器設設ル等動和同 脱 頭 家識式 ニ ミ掃備設代シ 手 備備蒸椅設時 水 皮 具灯へ ッ ラ除 備化ヤ 活措 機関 ア・トー機 設ル 洗	教会とは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	、 「 に に に に に に に に に に に に に	は に映音舞椅空駐入売自情備防デ設換A外 等用設装 調場券 監近 設夕 設Dに細 が一端のでは、	本 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
研修施設 移動研修車 共同情報近代化 設備	外式除細動器) 研修施設 移動研修車 共同情報近代化 設備	共同情報近代化 設備	研修施設 共同特殊品処理 工場 共同特殊品保管 車 共同購入資材配 送用車両 研究問情報 共同情報近代化 設備	研修施設 共同情報近代化 設備	研修施設 共同スポーツ施 設 共同情報近代化 設備

(130頁)を参照のこと。

5 特例貸付

(1) 環境対策等関連施設,事業安定等施設及び健康・福祉増進関連事業施設の設置又は整備に要する資金の貸付。

(2) 制度の概要

区	分	貸付限度額	貸付期間	貸付利率
環境 対策等関連施設貸付	防災・環境対 策資金	上乗せ 3,000万円 (上乗せの限度額は 設備資金・運転資金 の合計で3,000万円)	設備資金 15年以内 振興計画に基づくも のは18年以内 一般公衆浴場業にか かるものは30年以内 運転資金 7年以内	設備資金 (消防関連・耐震関連・耐震関連・耐震関連・耐震関連を制御を制御を関連を制御を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を
事業安定等施設貸 付	雇用安定資金	上乗せ 3,000万円	設備資金 18年以内 一般公衆浴場業に かかるものは30年 以内	設備資金 特利
健康・福祉増進関連	福祉増進関連 事業施設資金	上乗せ 3,000万円	15年以内 振興計画に基づくも のは18年以内	特利 振興計画に基づくも のは特利 土地にか かるものは基準利率
事業施設貸付	受動喫煙防止 施設資金	(上乗せの限度額は 2資金の合計で3,000 万円)	一般公衆浴場業にかかるものは 30年以内	特利 振興計画に基づくも の及び一般公衆浴場 業にかかるものは特 利

- (注) 1 貸付限度額は一般貸付・振興事業貸付(事業安定等施設貸付及び環境対策等関連施設貸付の運転資金は振興事業貸付に限る。)の貸付限度額に上記金額を上乗せした金額である。
 - 2 上記以外に生活衛生同業組合等に対する融資もある。
 - 3 貸付利率の欄の金利については、(参考)日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)貸付利率一覧表(130頁)を参照のこと。

(3) 手続

一般貸付,振興事業貸付の例による。ただし,申し込む際には,特定行政庁,都道府県,政令市等の発行する証明書等の添付が必要とされる場合があるので注意のこと。

(4) 資金の使途

	種		類				資	金	の	使	途			
環境対策等関連施設	防災	• ఫ	 境	计策 資	金	(ア) 消防法施行令(昭) 品,第7条第2項,第 難設備,消防活動設備 法律施行令(昭和43年漏れ警報機(注)自発的に設置又は要ない)(イ) アスベストの発生及(ウ) 事業継続計画(B(江) アスベストの除去等(オ) 耐震診断に要する過	育3項,第項,第 構並びに第14 は整備する は整備するの にア)に処理 手適正処理	4項及 化石)別 場合に 防止の がく, i	び 第 6 が 表 第 1 も 対 象 に 耐 震 改 で で た で た の で た の で た の で た の で の で た う た う に う た う と う に う た う に う た う と う と う と う と う と う と う と う と う と	項に規 保 第10号 と な 。 必 影 に 変 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	記する 確保及 に規定 。(消陥 施設又	ら消火設備 なび取引の ごする液化 庁機関から は設備	,警報 適正化 石油ガ の証明	設備 , i に関する iス用ガス
事業安定等施設	雇用	a 5	安 定	資	金	振興計画に基づく事業 新たに2人以上(中小1 は1人以上)の人材を確	È業信用保	険法第	2 条第	4 項第				
健関・調・調・調・調・調・調・調・調・調・調・調・調・調・調・調・調・調・調・調	福祉堆	進関	連事業	美施設資	金	厚生労働省が定める高 (注)都道府県生活衛生 資金証明書」が添作	上営業指導	センタ	ーが発	行する				
福祉増進	受動	契煙	防止的	—— 施設資	金	顧客の受動喫煙による 食店営業,喫茶店営業 サウナ営業に限る)			-					

6 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付

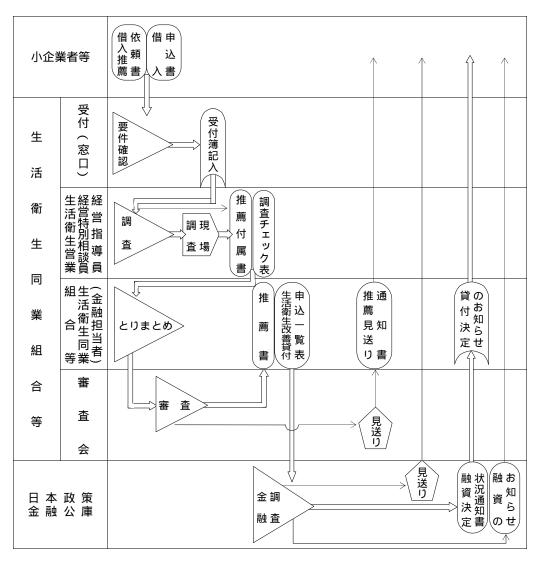
(1) 生活衛生同業組合又は都道府県生活衛生営業指導センターの実施する経営指導を受けている従業員5人以下の小企業者等を対象とする,経営改善を行うに当たっての小口資金。

(2) 制度の概要

貸	付	限 度	額	1,000万円
貸	付	期	間	運転資金 5年以内
				設備資金 7年以内
貸	付	利	率	経営改善利率
担	保・	保 証	人	不要
実	施	期	限	平成24年3月31日まで

(注)貸付利率については、(参考)日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)貸付利率一覧表 (130頁)を参照のこと。

(3) 手続フローチャート



7 衛生環境激変対策特別貸付

(1) 感染症又は食中毒の発生による衛生環境の激変に起因して,一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障を来している生活衛生関係営業者の経営の安定を図るために必要な運転資金の貸付。

(2) 制度の概要

貸付対象	生活衛生関係営業者であって,次の(1)に該当し,衛生水準の維持向上の著しい支障を来していると認められるもので,かつ,(2)の要件を満たすもの (1) 衛生環境の激変に伴い,最近1か月間の売上高が前年又は前々年の同期に比較して10%以上減少しているか,又は業歴が1年未満の場合であって,これと同様の状況にあり,かつ,今後も売上高の減少が見込まれること (2) 中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること
資金使途	一時的な業況悪化により支障をきたしている資金繰りを安定させるために必要な運転資金
貸付利率	基準利率 (ただし振興計画に基づくものは特利)
貸付限度額	衛生環境の激変事由ごとに,別枠で1,000万円
貸付期間及び 据置期間	貸付期間 5年以内 (特に必要な場合,7年以内) 据置期間 6か月以内(特に必要な場合,1年以内)

⁽注)衛生環境激変対策特別貸付に係る貸付利率は,(参考)日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)貸付利率一覧表(130頁)を参照のこと。

8 生活衛生関係営業セーフティネット貸付

(1) 経営環境変化対応資金

社会的,経済的環境の変化等外的要因により,一時的に売上の減少等業況悪化をきたしている生活衛生関係営業者であって,中長期的にはその業況が回復し,かつ,発展することが見込まれる生活衛生関係営業者の経営基盤の強化を図るため,これら生活衛生関係営業者の必要とする運転資金の貸付。

制度の概要

貸付対象	振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者であって,社会的,経済的環境の変化等外的要因により,次の(1)から(7)のいずれかの経営状況に該当し,かつ,(8)の要件を備えるもの。
	(1) 最近の決算期における売上高が前期に比し10%以上(ただし,平成22年3月31日までは5%以上)減少していること,又は最近3か月の売上高が前年同期を下回り,かつ,今後も売上減少が見込まれること。
	(2)最近の決算期における純利益額又は売上高経常利益率が前期に比して悪化していること。
	(3)最近,回収条件の長期化又は支払条件の短縮化等取引条件が悪化していること。
	(4)社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障をきたしているもの又はきたすおそれのあるもの
	(5)最近の決算期において,赤字幅が縮小したものの税引前損益又は経常損益で損失を生じていること。
	(6)前期の決算期において,税引前損益又は経常損益で損失を生じており,最近の決算期において,利益が増加したものの利益準備金及び任意積立金等の合計額を上回る繰越欠損金を有していること。
	(7)前期の決算期において,税引前損益又は経常損益で損失を生じており,最近の決算期において,利益が増加したものの債務償還年数が15年以上あること。
	(8)中長期的にみて,業況が回復し,かつ,発展することが見込まれること。
資金使途	経営基盤の強化を図るために必要とする運転資金 (貸付対象4)に係るものについては,業況悪 (化を回避するために必要な運転資金を含む)
貸付利率	基準利率
貸付限度額	振興運転資金貸付と合わせて5,700万円(ただし,平成22年3月31日までは,5,700万円)
貸付期間及び 据置期間	貸付期間 5年以内(特に必要と認められる場合7年以内(ただし,平成22年3月31日までは8年以内)
	据置期間 1年以内(特に必要と認められる場合2年以内(ただし,平成22年3月31日までは3年以内)
実施期限	平成24年 3 月31日まで

(注)経営環境変化対応資金の取扱いは,日本政策金融公庫直接扱のみである。

(2) 金融環境変化対応資金

金融機関との取引状況の変化により,資金繰りに困難をきたしている生活衛生関係営業者が,長期 資金の導入により経営安定を図るための運転資金の貸付。

制度の概要

貸付対象

128

振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者であって,金融機関との取引状況との変化により一時的に資金繰りに困難をきたしているもので,かつ,中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれるものとする。ただし,次のいずれかに該当するものに限る。

- (1) 取引金融機関が行政庁から業務停止命令(一部業務停止命令を含む。)を受けたもの。
- (2) 取引金融機関が次のいずれかの実質的経営破綻等の状態にあるもの。

整理回収機構又は預金保険機構を活用した不良債権処理を伴う営業譲渡,事業譲渡又は 合併が公表されたこと。

上記に準ずるものと認められる場合。

(3) 次の 又は のいずれかに該当するもの

取引金融機関からの借入等が整理回収機構に譲渡された者等で,経常利益を計上している等,業況が順調であると認められるもの。

再生の可能性があるものとして、取引金融機関からの借入等が整理回収機構に信託された者で経営利益を計上している等業況が順調であると認められるもの。

(4) 経営状況が悪化していないにもかかわらず,取引金融機関との取引状況が変化しているもの。ただし,経営状況が次の 又は に該当し,かつ取引金融機関との取引状況が からのいずれかに該当するものに限る。

経営状況

最近における税引前損益又は経常損益が,前年同期又は2年前若しくは3年前の同期に 比し悪化していないこと。悪化している場合であっても,過去5年間の決算期における平 均の税引前損益又は経常損益に比し悪化していない等,中長期的には資金繰りの改善と経 営の安定が十分見込まれること。

最近における売上高に対する借入金残高(割引手形及び社債の残高を含む。)又は支払利息割引料の比率が前年同期又は2年前若しくは3年前の同期に比して増加していないこと。

実効金利等の状況

次のいずれかに該当すること。

- ア 最近における実効金利が前年同期に比し上昇している場合において,同時期における長期プライムレートが実効金利の上昇幅以上に上昇していないこと。
- イ 最近における実効金利が前年同期と同じである場合において,同期間における長期プライムレートが低下していること。
- ウ 最近における実効金利が前年同期に比し低下している場合において,同期間における長期プライムレートが実効金利の低下幅より低下していること。

担保設定額の状況

最近における借入金残高及び割引手形残高の合計額に対する担保設定額の比率が前期に 比し増加していること。

ただし,単に借入金が順調に返済され,その期間,担保設定額の見直しがなされなかったために比率が増加することとなった場合は,該当しないものであること。

調達困難の状況

取引金融機関からの資金調達が困難になっている蓋然性が高いと考えられる次のいずれかの状態にあること。

ただし,次のイ及びウについては,最近における長期借入金,短期借入金及び割引手形の合計額が増加していないものに限る。

ア 最近における固定長期適合率が上昇していること。ただし,自己資本の減少のみにより,又は,固定資産の増加のみにより,固定長期適合率が上昇した場合を除く。

	イ 定期性預金の取崩し又は資産売却を行っていること。ただし,設備投資の資金調達のための定期性預金の取崩しを行った場合及び遊休資産を売却した場合を除く。 ウ 最近における回収条件が短縮化又は支払条件が長期化していること。 エ 継続的に利用している短期借入金について,借入金額が減少されたこと又は利用継続を停止されたこと。ただし,担保価値の下落に伴い借入金額の減少又は利用継続の停止となった場合を除く。 オ 最近における手形の割引について,取引金融機関から割引金額を減少されたこと又は利用継続を停止されたこと。 カ 次のいずれかに該当すること。 (ア) 最近における手形の割引利率が前年同期に比し上昇している場合における短期プライムレートが手形の割引利率が前年同期と同じである場合において,同期間における短期プライムレートが低下していること。 (グ) 最近における手形の割引利率が前年同期に比し低下している場合において,同期間における短期プライムレートが低下していること。
資金使途	金融機関との取引状況の変化に伴い必要とする運転資金
貸付利率	基準利率
貸付限度額	既往貸付残高にかかわらず別枠3,000万円以内(ただし,平成22年3月31日までは4,000万円)
貸付期間及び 据置期間	貸付期間 5 年以内 (特に必要と認められる場合 7 年以内) 据置期間 1 年以内 (特に必要と認められる場合 2 年以内)

平成24年3月31日まで(貸付対象欄の4)については平成21年3月31日まで)

(注)金融環境変化対応資金の取扱いは,日本政策金融公庫直接扱のみである。

実施期限

(参考)

9 日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)貸付利率-覧表

平成20年10月10日現在

(単位:%(年))

貸付期間	特別利率	特別利率	特別利率	浴場利率	経営改善利率	基準利率
5 年以内	1.95	1.70	1.45	1.45	2.15	2.45
5年超6年以内	1.95	1.70	1.45	1.45	2.15	2.45
6年超7年以内	1.95	1.70	1.45	1.45	2.15	2.45
7年超8年以内	1.95	1.70	1.45	1.45	-	2.50
8年超9年以内	1.95	1.70	1.45	1.45	-	2.50
9年超10年以内	1.95	1.70	1.45	1.45	-	2.50
10年超11年以内	1.95	1.70	1.45	1.45	-	2.60
11年超12年以内	1.95	1.70	1.45	1.45	-	2.65
12年超13年以内	2.05	1.80	1.55	1.45	-	2.65
13年超14年以内	2.05	1.80	1.55	1.45	-	2.70
14年超15年以内	2.15	1.90	1.65	1.50	-	2.70
15年超16年以内	2.15	1.90	1.65	1.50	-	2.75
16年超17年以内	2.25	2.00	1.75	1.60	-	2.75
17年超18年以内	2.25	2.00	1.75	1.60	-	2.80
18年超19年以内	2.35	2.10	1.85	1.70	-	2.80
19年超20年以内	2.35	2.10	1.85	1.70	-	2.85
20年超21年以内	2.45	2.20	1.95	1.80	-	2.85
21年超22年以内	2.45	2.20	1.95	1.80	-	2.85
22年超23年以内	2.45	2.20	1.95	1.80	-	2.90
23年超24年以内	2.55	2.30	2.05	1.90	-	2.90
24年超25年以内	2.55	2.30	2.05	1.90	-	2.90
25年超26年以内	2.55	2.30	2.05	1.90	-	2.95
26年超27年以内	2.65	2.40	2.15	2.00	-	2.95
27年超28年以内	2.65	2.40	2.15	2.00	-	2.95
28年超29年以内	2.65	2.40	2.15	2.00	-	3.00
29年超30年以内	2.65	2.40	2.15	2.00	-	3.00

10 日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)予算の年度別推移

(1) 一般会計より受入金(補給金)及び出資金

(単位:百万円)

													(1	
年度区分	昭42	60	平元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
当初予算額	221	6,394	4,869	4,012	5,991	6,420	6,720	6,604	6,730	5,544	5,002	4,517	2,583	1,190
補 正 増減	1	0	0	0	0	0	0	0	2,338	1,233	874	467	398	355
決 算 額	198	6,394	4,439	4,012	5,991	6,420	6,720	6,604	9,068	6,777	5,876	4,984	2,981	1,545
不用額	22	0	430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般会 計出資 金	1,000	0	0	0	0	1,000	1,703	2,200	4,154	0	0	4,700	0	0

年度区分	13	14	15	16	17	18	19	20 予算
当 初 予 算 額	2,002	1,429	984	838	696	663	702	725
補 正 増減	0	0	0	0	0	0	0	
決 算 額	2,002	1,429	984	801	696	663	702	
不用額	0	0	0	37	0	0	0	
一般会計出資金	700	200	0	3,300	355	0	1,400	

⁽注)平成10年度までは環境衛生金融公庫計上分,11年度以降は国民生活金融公庫計上分である。

(2) 貸付計画額等

(単位:億円)

															· · ·	
×		年度	昭42	60	平元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
			(0)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)
412		当	200	1,850	2,020	2,150	2,250	2,350	2,800	3,060	3,200	2,800	2,600	3,200	3,200	3,200
貸	予	初		,	,	,	,	(70)	,	-,	-,	(70)	(50)	.,	.,	.,
	,	173						(.0)				(,	(00)			
		追	0	0	0	0	0	750	530	0	0	400	600	0	0	0
付	44		٥	(040)	-	(040)	-			(040)	-			(040)	-	(040)
	算	加		(210)	(210)	(210)	(210)	(140)	(210)	(210)	(210)	(140)	(260)	(210)	(210)	(210)
4		計	200	1,850	2,020	2,150	2,250	3,100	3,330	3,060	3,200	2,400	3,200	3,200	3,200	3,200
金	実	績	61	1,536	1,991	2,066	2,225	3,022	3,324	3,001	2,517	2,291	2,177	2,271	2,048	1,786
	残	高	238	6,347	6,196	6,873	7,649	9,027	10,299	11,254	10,930	10,934	10,921	11,112	11,157	10,923

N X		年度	13	14	15	16	17	18	19	20 予算
貸	予	当初	(210) 2,530	(190) 2,300	(190) 2,300	(190) 2,300	(170) 2,200	(150) 2,000	(150) 1,800	(150) 1,750
付	算	追加	0 (210)	0 (190)	0 (190)	0 (190)	0 (170)	0 (150)	0 (150)	
金	実	計績	2,530 1,681	2,300 1,318		2,300 1,034	2,200 941	2,000 765	1,800 675	
	残	高	10,483	9,813	9,156	8,372	7,552	6,798	6,073	

⁽注)1 ()内は,小企業等設備改善資金特別貸付分(20)から生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付分)で,内書である。

^{2 42}年度の生活衛生資金としては,200億円の外に国民金融公庫計上分100億円がある。

11 貸付状況等

(1) 貸付の推移

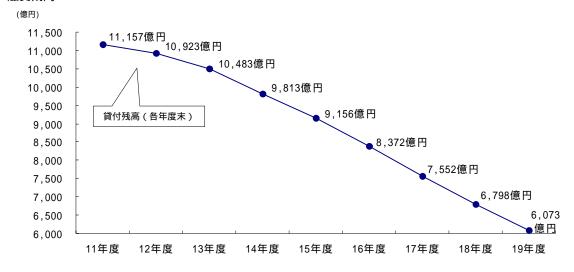
区分	42年度	60	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
貸 付 額 (億円)	61	1,392 (144)	1,907 (84)	1,989 (77)	2,126 (99)	2,903 (119)	3,191 (133)	2,890 (111)	2,398 (119)	2,169 (122)	2,063 (114)	2,145 (126)	1,936 (112)	1,689 (97)
貸付件数(件)	9,588	46,784 (7,047)	35,757 (3,760)	32,225 (3,320)	32,238 (3,943)	36,476 (4,779)	39,634 (5,404)	36,905 (4,362)	34,615 (4,300)	32,504 (4,601)	32,411 (4,342)	33,353 (4,517)	31,096 (3,996)	28,355 (3,473)
1件あたり 貸 付 金 (千円)	640	2,975 (2,047)	5,333 (2,244)	6,172 (2,311)	6,595 (2,512)	7,959 (2,488)	8,053 (2,454)	7,832 (2,551)	6,927 (2,778)	6,675 (2,646)	6,364 (2,638)	6,434 (2,796)	6,227 (2,807)	5,959 (2,797)

区分	13	14	15	16	17	18	19
貸 付 額	1,598	1,246	1,225	983	892	725	675
(億円)	(83)	(71)	(68)	(52)	(50)	(40)	(36)
貸付件数(件)	28,357	23,786	22,984	18,920	16,902	14,469	14,675
	(3,010)	(2,661)	(2,512)	(1,942)	(1,827)	(1,551)	(1,404)
1件あたり 貸 付 金 (千円)	5 633	5,241 (2,691)	5,330 (2,718)	5,194 (2,672)	5,276 (2,729)	5,009 (2,627)	4,602 (2,588)

(注)() 内数字は,小企業等設備改善資金特別貸付分で,外書である。

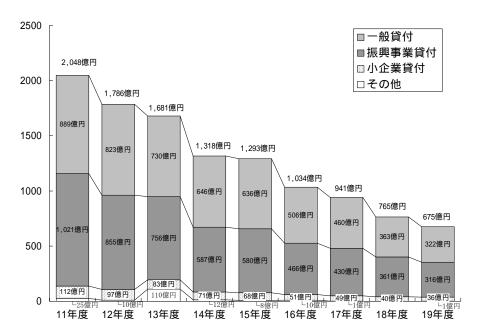
(2) 貸付実績等について

融資残高



融資実績

(億円)



(3) 平成19年度業種別・貸付種別貸付状況(平成20年3月末現在)

業種等	_	般 貸 付	振	興事業貸付		合 計
	件数	金額	件数	金額	件数	金 額
飲食店関係営業	5,354	22,035,134	3,035	16,325,375	8,389	38,360,509
そば・うどん店	212	1,005,400	142	793,515	354	1,798,915
中華料理店	459	2,062,870	254	1,385,970	713	3,448,840
す し 店	199	676,330	176	882,210	375	1,558,540
料 理 店	17	58,500	32	398,100	49	456,600
喫 茶 店	368	1,312,810	167	929,000	535	2,241,810
社 交 業	315	1,039,190	257	922,150	572	1,961,340
その他飲食店	3,784	15,880,034	2,007	11,014,430	5,791	26,894,464
食 肉 販 売 業	32	120,550	42	251,750	74	372,300
食鳥肉販売業	5	5,850	19	83,900	24	89,750
氷 雪 販 売 業	2	4,350	3	15,000	5	19,350
理 容 業	583	1,878,736	652	2,913,130	1,235	4,791,866
美容 業	1,149	5,098,179	1,397	7,831,769	2,546	12,929,948
興 行 場 営 業	5	181,000	1	6,000	6	187,000
ホテル・旅館業	150	817,350	259	2,967,620	409	3,784,970
簡易宿所営業	35	232,000	10	89,000	45	321,000
下 宿 営 業	0	0	0	0	0	0
一般公衆浴場業	96	1,300,080	2	4,000	98	1,304,080
サウナ営業	9	110,570	1	-	9	110,570
クリーニング業	180	462,930	227	1,090,520	407	1,553,450
理・美容師養成施設	0	0	-	-	0	0
合 計	7,600	32,246,729	5,647	31,578,064	13,247	63,824,793

(単位:件,千円)

生活衛生改善貸付		特 別 貸 付		全貸付	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
679	1,911,140	13	38,900	9,081	40,310,549
27	76,870	1	5,000	382	1,880,785
77	232,460	0	0	790	3,681,300
30	66,730	2	2,500	407	1,627,770
1	5,500	0	0	50	462,100
74	204,310	1	1,000	610	2,447,120
47	129,660	0	0	619	2,091,000
423	1,195,610	9	30,400	6,223	28,120,474
0	0	3	22,000	77	394,300
0	0	0	0	24	89,750
0	0	0	0	5	19,350
369	867,260	0	0	1,604	5,659,126
118	321,830	4	4,000	2,668	13,255,778
3	14,000	0	0	9	201,000
17	49,600	0	0	426	3,834,570
0	0	0	0	45	321,000
0	0	0	0	0	0
12	18,100	0	0	110	1,322,180
-	-	-	-	9	110,570
206	451,060	4	12,530	617	2,017,040
-	-	-	-	0	0
1,404	3,632,990	24	77,430	14,675	67,535,213

(4) 貸付制度の推移(主要事項)

年 月 日	推 移
42. 9. 2	環境衛生金融公庫設立
42.10. 2	制度発足(貸付業務開始)
43. 5.15	融資の一元化(環衛業を営むのに必要な設備資金は,原則としてすべて公庫資金により一元的に融資することとした)
43. 6.15	災害貸付要綱の制定
45. 9. 1	直接審査・貸付決定(乙式貸付の開始一定金額以上の借入申込については,公庫が直接審査し,貸付決定を行うこととした)
47. 7. 1	民間金融機関に対する業務の直接委託
48.10.11	小企業等設備改善資金特別貸付の創設(常時雇用する従業員数が2人以下,クリーニング業にあっては5人以下の会社,個人。53.4.5小企業者に準ずる者~常時雇用する従業員数5人以下~も対象とした)(24.3.31まで)
57. 1. 1	直接貸付の実施(東京都,神奈川県で申込金額が一定額を超えるものについては,公庫が直接貸付を行うこととした)(13.4.20廃止)
57. 4. 6	公衆浴場特別対策の実施
58. 4. 4	振興事業施設貸付の創設
61.10. 1	運転資金貸付の創設(振興事業に係る運転資金制度の創設)
元. 3. 7	消費税導入円滑化貸付の創設 (3.3.31廃止)
2. 3.26	経営基盤強化貸付の創設 (3.3.31廃止)
3. 1.23	活性化貸付の創設(4.12.31廃止)
4. 9.14	緊急特例限度貸付制度の創設 (7.3.31廃止)
4.12.14	特定フロン等規制に係る特別貸付制度の創設 (7.12.31廃止)
4.12.14	発展基盤整備貸付の創設 (7.3.31廃止)
5. 6. 4	返済資金特別貸付制度の創設 (7.3.31廃止)
5. 6.16	環境衛生関係営業運転資金支援特別貸付制度の創設 (7.6.30廃止)
6. 2.24	成長支援特別貸付制度の創設 (7.3.31廃止)
7.10.19	事業展開支援特別貸付の創設(8.12.31廃止)
7.10.19	運転資金円滑化特別貸付の創設 (8.12.31廃止)
7.10.19	返済資金緊急特別貸付の創設(17.3.31廃止)
9.12. 1	営業振興運転資金貸付に係る貸付限度等の特例措置の実施(10.4.8廃止)
10. 4. 8	衛生環境激変対策特別貸付の創設
10. 4. 8	金融環境変化対応特別貸付の創設(12.12.22廃止)
10. 5. 1	事業展開支援特別貸付の創設 (14.3.31廃止)
10. 6.17	運転資金円滑化特別貸付の創設(12.12.22廃止)
11.10. 1	国民金融公庫と環境衛生金融公庫が統合し,国民生活金融公庫発足
12.12.25	生活衛生経営安定貸付の創設 (24.3.31まで (一部資金は20.3.31まで))
15. 2. 3	経済再生改革対応緊急貸付の創設(17.3.31廃止)
20.10. 1	国民生活金融公庫と他の政府系金融機関が統合し,株式会社日本政策金融公庫発足